介護インフォメーション 21 Vol. 10 号外

- 長野県健康福祉部介護支援課からのお知らせ -

令和4年1月20日発行

介護職員処遇改善支援補助金について

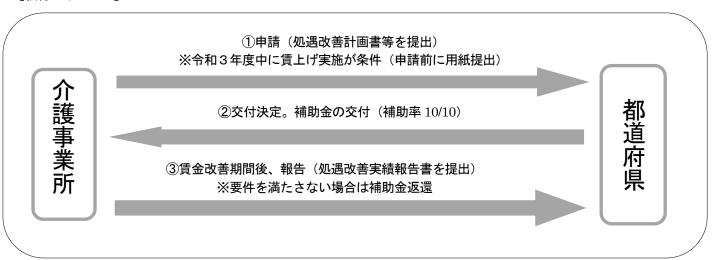
1 内容

長野県では、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、介護職員の収入を3%程度(月額9,000円)引き上げることを目的として、下記のとおり補助金事業を実施する予定です。詳細な手続き等については追ってご連絡致します。

- (1) 対象期間 令和4年2月~9月の賃金引上げ分
- (2) 補助金額 処遇改善加算等と同様に、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の交付率を介護報酬の総報酬に乗じる形で交付。
- (3) 取得要件 処遇改善加算(I)~(皿)のいずれかを取得している事業所であり、補助額の 2/3 以上を介護職員等のベースアップ等の引き上げに使用していること。(<u>但し、令和4年2・3月分につい</u>ては一時金による支給を可能とする。)
- (4) 対象となる職員 介護職員(但し、事業所の判断により他の職員の処遇改善のため当該補助金収入を充てること ができるように柔軟な取扱いを認める)
- (5) 申請方法 各事業所において、都道府県に介護職員・その他職員の月額の賃金改善状況を記載した計画書を提出。(対象職員全体の月額の賃金改善額の総額の記載を求める。個々人の賃金改善額の記載は求めない。)
- (6) 報告方法 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書を提出。
- (7) 交付スケジュール ①2月分の賃金から改善を行っている旨を記した用紙を都道府県に提出(<u>裏面に様式例記載</u>) ②4月から申請書の受付を開始し、6月から補助金を毎月分交付。 ③賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

※上記については検討中の内容であり、今後変更される可能性があります。

【執行のイメージ】



2	当面の対応について	(今年度山)
_		\ 7 ~ 12 ~ /

- (1)事業所として、2、3月分の処遇改善分を年度内に一時金で支払うか、基本給を上げるかの選択をして下さい。
- (2)(1)を踏まえ、下記に掲載している賃金改善開始の報告書を介護支援課に提出できるよう準備をお願いします。
- (3) <u>このインフォメーションの内容については1月20日時点のものであり、正式には県又は市町村から個々の事業所あて通知がありますので、その通知に基づき、手続きを進めるようにして下さい。このインフォメーションについてはあくまで現在の案を示しているものであり、今後内容の変更があることに十分留意してください。</u>

この様式例については	は現時点での案文	このため、今後	後変更になる可能性	
ります。				
様式例	(案)			
			令和4年〇月〇日	
			1.11.107.01	
〇〇〇〇知事 殿				
	法	人 名:		
	And the second	者名:		
介護職員処	1遇改善支援補助金に	係る賃金改善開	始の報告	
いたします。 ①対象サービス事業所で	あることの由出			
□ 令和4年2月サート			ける介護職員処遇改善加	
②賃金改善の開始に係る	報告 ※該当する:	方にチェックを、	入れること	
□ 令和4年2月から、	賃金改善を開始した	. 0		
□ 令和4年3月から、 支給)。	賃金改善を開始した	<u>-</u> (同年3月は同	司年2月の賃金改善分も	
	書類作品	艾担当者名 :		
	電 話	番号:		
	メール	アドレス:		
※次頁に、補助金を取	得する介護保険事業	所番号及び事業!	所名を記載すること。	
(記入欄が不足する	場合は、適宜欄を追	加すること。)		